

# 鳥取県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則

平成19年2月1日

規則第1号

(趣旨)

第1条 鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の広域連合長の選挙については、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第12条第1項、第2項及び第3項に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙長)

第2条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

3 選挙長は、この規則に定める広域連合長の選挙に関する事務を担当する。

(選挙立会人)

第3条 選挙長は、広域連合の職員又は関係市町村（規約第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）の職員の中から、本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選任し、次条の規定により告示された期日前投票の開始日前3日までに、本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(選挙の告示等)

第4条 選挙を行うときは、選挙長は、選挙の期日、場所及び候補者の届出の受付日（以下「候補者の受付日」という。）を、少なくとも候補者の受付日の14日前に告示し、併せてこれを関係市町村の長に通知しなければならない。

2 前項の候補者の受付日は、選挙の期日の8日前とする。

(候補者の届出)

第5条 候補者になろうとする者は、次条に定める受付時間までに、郵便等によることなく、鳥取県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者届出書（様式第1号）によってその旨を選挙長に届け出なければならない。

2 前項の届出において、受付日当日、公務等の従事により、届出が出来ない場合については、前項の規定にかかわらず、代理により届けさせることができる。

(候補者の受付日の受付時間)

第6条 候補者の受付日の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

(関係市町村の長への通知)

第7条 選挙長は、第5条第1項及び第2項に規定する候補者の届出の受付終了後、直ちに鳥取県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者名簿（様式第2号）を作成し、関係市町村の長に通知しなければならない。

(投票)

第8条 投票は、1人1票に限る。

2 関係市町村の長は、投票用紙（様式第3号）に広域連合長の候補者1人の氏名を自書して、投票しなければならない。

(選挙管理委員会が定める場所における投票)

第9条 選挙長は、規約第12条第2項の規定による選挙の投票に、2人以上の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

2 前項の投票は、選挙の当日の午前9時から午後4時までに行わなければならない。  
(期日前投票)

第10条 関係市町村の長で選挙の当日において、公務等に従事すると見込まれるものの投票については、規約第12条第2項の規定にかかわらず、第4条の規定により告示された期日前投票の開始日から選挙の期日の前日までの間に、広域連合の事務所において行わせることができる。

2 前条の規定は、前項の投票にこれを準用する。

3 関係市町村の長で、第4条の規定により告示された期日前投票の開始日から選挙の当日までの間、引き続き公務等に従事すると見込まれるものの投票については、第1項及び規約第12条第2項の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行わせることができる。

4 前項の規定により郵便による投票をしようとする関係市町村の長は、選挙の期日前7日までに、選挙長に対して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。

5 選挙長は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに投票用紙及び投票用封筒をその請求をした関係市町村の長に交付しなければならない。

6 前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた関係市町村の長は、選挙長に対し、選挙の当日の午後4時までに広域連合の事務所に投票が到達するように、郵便をもって送付しなければならない。

(選挙会)

第11条 選挙長は、2人以上の選挙立会人の立会いのもとに、選挙会を開いて投票を点検し、当選人を定めなければならない。

2 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

3 選挙会は、広域連合の事務所で開く。

(無効投票)

第12条 広域連合長の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 広域連合長の候補者でない者又は広域連合長の候補者となることができない者の氏名を記載したもの

(3) 2人以上の広域連合長の候補者の氏名を記載したもの

(4) 広域連合長の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

(5) 広域連合長の候補者の氏名を自書しないもの

(6) 広域連合長の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

(7) 白紙投票

(当選人)

第13条 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじ

で定める。

- 3 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の氏名等を告示しなければならない。

(無投票当選)

第14条 第5条第1項及び第2項の規定による届出のあった候補者が一人であるとき、又は一人となったときは、第8条から前条までの規定にかかわらず、投票は行わない。

- 2 前項の規定により投票を行わないこととなったときは、第7条の規定にかかわらず、選挙長は、直ちにその旨を関係市町村の長に通知し、併せてこれを告示しなければならない。

- 3 第1項の場合においては、選挙長は、速やかに選挙会を開き、選挙立会人立会の上、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

(当選の効力の発生)

第15条 当選の効力は、前条の規定による告示により生ずるものとする。

(選挙結果の報告)

第16条 選挙長は、選挙の結果を直ちに関係市町村の長に対して報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 鳥取県後期高齢者医療広域連合の設立の日（以下「設立日」という。）以後初めて行われる選挙については、第2条、第4条、第6条、第7条及び第10条の規定にかかわらず、選挙長は設立準備委員会事務局長とし、選挙期日を設立日とし、選挙の場所は規約附則第3項に規定する場所とし、第5条第1項に規定する候補者の届出受付は同日選挙長が届出受付を開始する旨を宣言した時からとし、郵便等によることなく選挙長に届け出るものとする。この場合において、利用する書類の様式については、それぞれの様式に所要の修正を行って利用するものとする。

- 3 前項に規定する選挙について選挙長は、候補者の届出受付終了後、投票を行うこととなった場合は、直ちに候補者の氏名等を当該選挙する場所に掲示するものとする。

- 4 前2項に規定する選挙の適用については、第3条第1項中「次条の規定により告示された期日前投票の開始日前3日までに、本人に通知しなければならない」とあるのは「本人に告知しなければならない」と、第9条第2項中「午前9時から午後4時まで」とあるのは「選挙長が定めた時間」と、第14条第1項中「第5条第1項及び第2項の規定による」とあるのは「候補者の届出受付終了後において」とする。

- 5 前3項による選挙に使用する公印については、選挙長が別に定める。

様式第1号（第5条関係）

鳥取県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者届出書

鳥取県後期高齢者医療広域連合長選挙

ふりがな	
候補者氏名	
公職名	

上記のとおり候補者として届出をします。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

鳥取県後期高齢者医療広域連合長選挙  
選挙長 様

様式第2号（第7条関係）

鳥取県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者名簿

届出受理番号	公 職 名	ふりがな 候補者の氏名	備考

様式第3号（第8条関係）

<table border="1"><tr><td data-bbox="303 253 526 324">氏名</td></tr><tr><td data-bbox="303 324 526 1030"></td></tr></table>	氏名		<p data-bbox="1037 280 1085 582">〇〇年〇月〇日執行</p> <p data-bbox="989 253 1037 862">鳥取県後期高齢者医療広域連合長選挙投票</p> <p data-bbox="845 313 893 481">○ 注意</p> <p data-bbox="750 253 845 1064">一 投票しようとする者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 氏名のほかは何も書かないこと。</p> <table border="1" data-bbox="917 896 1109 1086"><tr><td data-bbox="917 896 1109 1086">鳥取県後期高 齢者医療広域 連合之印</td></tr></table>	鳥取県後期高 齢者医療広域 連合之印
氏名				
鳥取県後期高 齢者医療広域 連合之印				